新潟市立東山の下小学校
いじめ防止等基本方針

平成２６年３月４日策定
平成２６年４月１日施行
平成２９年９月１日改訂

【関連法令】平成２５年６月２８日公布　３か月後から施行
平成２５年度法律第７１号「いじめ防止対策推進法」
【関連通知】２５文科初第４３０号（平成２５年６月２８日通知）
平成２９年３月１４日改訂「いじめの防止等のための基本的な方針」
平成２９年４月１日改訂「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」

１　いじめに関する基本的な考え方

(1)　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第２条によると，「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

☆「いじめ」の様態（例）

①　冷やかし・からかい・悪口・おどし文句・嫌なことや不快なことを言われる。
②　仲間はずれや集団による無視。　③　金品をたかられる。
④　わざとぶつかられたり，けられたり，なぐられたりする。
⑤　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てさせられたりする。
⑥　携帯電話やＰＣ等のメールやＳＮＳで，誹謗中傷される。
⑦　いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。

「心身の苦痛を感じている」か否かについては，当該児童等の表面的な態度や言葉をもって安易に判断することは避けなければならない。例えば，児童等が気になるあだ名で呼ばれていたり，プロレスごっこなどをして遊んだりふざけたりしているように見えながら，特定の児童等のみが技をかけられたりいているような状況，また物真似などを自ら行っているようにみえるものの実はやらされているような状況は，当該児童等がいじめとは認めなくてもいじめではないかと疑う姿勢が求められる。仲間へのおごりについても同様である。

けんかについてはいじめとして扱わないものの，関係児童等が対等な関係ではない場合等，いじめとして捉えなければならないものがあることに注意が必要である。

(2)　いじめ防止に対する基本理念（「いじめ防止対策推進法」第３条より）

①　いじめの防止等のための対策は，いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み，児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

②　いじめの防止等のための対策は，すべての児童等がいじめを行わず，及び他の児童等

に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

③　いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3)　いじめ防止に対する学校及び教職員の責務（「いじめ防止対策推進法」第８条より）

学校及び学校の教職員は，基本理念にのっとり，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(4)　いじめ防止に対する保護者の責務等（「いじめ防止対策推進法」第９条より）

①　保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

②　保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

③　保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

④　第一項の規定は，家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず，また，第三項の規定は，いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

２　東山の下小学校におけるいじめの基本認識

①　いじめはどの児童にも起こり得るものである。
②　いじめは深刻な人権侵害であり，人間として絶対に許されない行為である。
③　いじめはいじめられる側にも問題があるという考え方にはよらない。
④　いじめは大人が気付きにくいところで行われることが多く，発見しにくいものである。
⑤　全児童がいじめを受けないこと，いじめを行わないことを目指す。児童がいじめを受けた場合には，迅速・適切に対処する。

※　発達障がいを含む障がいのある児童がかかわるいじめに対して適切な指導・指導を行う。海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童へのいじめ防止について特に配慮する。

３　東山の下小学校におけるいじめの未然防止

(1)　いじめ防止に努める学校づくり・学級づくりに努める

①　いじめを許さない学校・いじめを許さない学級

全教職員が児童にかかわり，多面的な児童理解を行い，児童の情報共有を進める。

○　多面的な児童理解に基づく信頼関係を基盤とし，全教育活動を通して全児童に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の４つの視点から自律性と社会性を育み，精神的，社会的な自立を目指す。

○　学校生活の大半を占める授業において，一人一人が明確な課題意識をもって授業に臨ん

だり，友達と協同して問題解決に取り組んだりできる授業を組織する。また，一人一人が認められたりほめられたりする場面を意図的につくったり，児童一人一人の興味や関心を喚起したりする授業の組織に努め，自己有用感を高める工夫をする。

○　児童一人一人の個性が認められ，活躍の場がある温かい人間関係の醸成に努める。

○　教師や児童の何気ない言動が大きな影響をもつことを十分に理解し，言語環境を整備する。

○　話合い活動の充実を図り，進んで問題解決しようとする意欲と姿勢をもたせる。

○　「アセス」を活用し，学級における人間関係の把握に努め，グループ活動などについて不断の見直しや工夫改善を行う。

○　インターネットやメールによるいじめ防止のために，ＰＴＡとともに啓発活動を行ったり，情報モラルについての指導を発達段階に応じて行ったりする。

○　「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめをはやし立てたり，傍観したりする行為もいじめ同様，絶対に許されない」という認識を日ごろの教育活動全般を通じて，児童一人一人にもたせる。

②　いじめを見逃さない学校・いじめを見逃さない学級

○　全教職員が全人格的な接し方を心がけ，日ごろから児童が悩みや不安を打ち明けやすい態度や雰囲気に努める。

○　定期的に「困ったことアンケート」を実施したり，児童の日記や表情の観察に努め，児童の心情や生活実態のきめ細かい把握に努める。

○　「アセス」を年に１回から２回と定期的に実施し，その分析方法について校内研修を行い，全学級担任がより多面的な児童理解に努める。

○　小学校においては，いじめの発見が学級担任や教科担任によるもの，子どもたちからの訴えや保護者からの訴えで発見することが多いという認識に立ちつつ，日ごろから教職員間あるいは担任と保護者間で情報を共有できる関係づくりに努める。

(2)　自律性と社会性を高めて，互いに認め合い，支え合い，助け合う仲間づくり

○　年間を通じて「スマイルキッズ」という異学年集団の縦割りグループを活用し，支え合い思いやる人間関係を築く力を高める。

○　「一・六交流」という最高学年の６年生が１年生とかかわり，一対一で「新潟甚句」や「縄跳び」「水泳」を教える活動を年間を通じて設定し，思いやりの気持ちや感謝の気持ちを醸成する。

○　年間を通じて「あいさつ運動」を学校の生活目標や生活委員会の活動，小中連携の取組等として行い，教職員や友達，他学級の児童や中学生，地域の方々と幅広くかかわる力を養う。

○　地域教育コーディネータや学習支援ボランティアの力を借り，社会性の涵養や豊かな情操を培う体験活動を取り入れる。

(3)　命や人権を尊重し，豊かな心を育てる教育の充実

①　人権教育の充実

○　全教育活動において，人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育んでいく。

○　児童一人一人が，自己理解，他者理解を深め，コミュニケーション能力を育んでいく。

②　道徳教育の充実

○　「いじめ防止」の視点から，児童の実態に応じて題材や資料等を工夫し，児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え，議論する道徳授業を行う。

○　マナーやルールの意味，意義を実感的に理解させ，規範意識を高める道徳授業を行う。

③　特別活動の充実

○　児童会主催の「いじめゼロ」を目指す全校集会を通して，児童が主体的にいじめの問題に

かかわり、学校全体でいじめ防止に向けて取り組めるようにする。

4　東山の下小学校におけるいじめ対応

(1)　いじめの早期発見

○　児童をよくみる，話をよく聴く，寄り添う，かかわる，毎日必ず笑顔で話しかけたり名前を呼んだりほめたりするなどを積み重ね，児童との信頼関係を築く。

○　児童の話を丁寧に聴き取り，その後の対応についても児童の意向を汲みながら児童と一緒に考え，安心感をもたせる。

○　日常の観察，こまめな記録の積み重ね，アンケート等の活用，教育相談体制の充実等により，いじめの早期発見に努める。

○　全教職員で児童の様子を見取り，情報を収集，整理して共有し，組織的な対応に迅速につなぐ。くれぐれも，特定の教職員が安易に「いじめではない」と判断することや，教職員が一人だけで対応することによって情報共有が滞ることのないよう，複数での判断，組織での対応を徹底する。

○　いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは，児童それぞれによっていじめの捉えが異ならないようにするとともに，教職員も同じ基準でいじめの状況を判断・把握できるようにするために，年度末に行う「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査〔調査Ⅱ　いじめの状況等〕」の「７．いじめの態様」の項目に合わせて，学期に３回以上行う。

※　アンケート等を実施する際には，児童が安心して記入できる環境を整える。

・　児童が発するＳＯＳや提供する情報については，学校が責任をもって受け止め，必ず対応することを，実施前に伝える。

・　特定の児童だけが記入のために鉛筆を動かすことのないよう，調査用紙を工夫する。

・　目的に応じて記名式・無記名式の選択をする。

・　いじめの発見のためのアンケート調査については，早期に対応すべき事案への取組が遅れることがないようにするために，原則として調査を実施した日のうちに記入内容を確認する。また，児童が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで，状況を適切に把握する。

※　調査結果をさかのぼって確認できるよう，調査用紙（原本）は児童が卒業するま保管する。なお，調査結果をまとめた資料を別に作成し，児童の卒業後５年間保存する。

○　インターネットを通じた見えにくいいじめにも注意を払う。また，民生委員や児童委員等とも連携し，地域からも情報を得る。

○　保護者からの相談や地域住民からの情報提供に丁寧に対応し，気になる情報についてはそのままとどめずに，児童からの聴き取りやアンケートの実施などの必要な対応を行い，いじめの有無について確認する。

(2)　いじめ対応の基本的な流れ

○　いじめを認知したら，特定の教職員で抱え込むことなく，速やかに組織で対応する。その際，いじめを認知した教職員から，例えば学年主任や生活指導主任を経て管理職に確実に報告が上がるようにする。

○　教頭を中心に「問題行動・いじめ等対応ミーティング」を開催する。その中で，解決に向けた手順と方針を決定し，共通理解を図るとともに，多方面から情報を収集，整理し，全体像を把握する。

○　把握すべき情報例の基に，複数の教職員で，可能な限り，同時に，当事者双方，周囲の児童から聞き取り，記録する。特にいじめられた児童に対しては，気持ちにより添いながら対応を一緒に考えるとともに，「絶対に守る」という姿勢を示しながら心のケアに努める。

【把握すべき情報例】
＊　個人情報の取扱いに注意＊決めつけず多面的に把握・誰が誰をいじめているのか。誰がかかわっているのか。　（加害者・被害者・傍観者・関係者）
・　いつ，どこで起こったのか。（時間と場所）
・　どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたか。（内容）
・　いじめのきっかけは何か。（背景と要因）
・　いつごろからどのくらい続いているか。（期間）

○　スクールカウンセラー等も活用し，いじめられた側の心のケアに努める。
○　いじめた側には，相手の気持ちを考えさせ，相手の苦しさや心の痛みを想像させる。また，「いじめは絶対に許されない行為である」という意識を，実感を伴ってもたせ，納得させる。安易な謝罪で終わらせるのではなく，十分な反省を引き出す。
○　当該学級，当該学年，場合によっては全校への指導を行い，「いじめは自分たちの問題である」と当事者意識をもたせ，「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という人権意識をしっかりともたせる。
○　「いじめを見逃すこともいじめの助長であること」「いじめを発見したら周囲の大人に伝えること」「いじめをやめさせる勇気をもつこと」を指導。
○　保護者に直接会って，事実と学校での対応や児童への指導，今後の対策等を伝える。そして，協力を求め，学校との連携について話し合う。
○　いじめが解消したかどうかについては慎重に判断する。解消とは，いじめがなくなることはもちろん，再発についての心配も全くなく，しかもいじめを受けた児童の心の不安が完全に払拭された状態であると捉え，それらにわずかでも心配がある場合には「一定程度の解消」と捉えて関係の児童への組織的な指導や支援，見守りを継続する。再発についての心配がないとする期間は３か月を目安とする。
○　心の教育の充実に努め，児童一人一人の心の居場所作りに努める。

(3)　重大事態につながるおそれのある事案への対処

「いじめ防止対策推進法」第２８条第１項において，次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

具体的には，次のようなケースが想定される。
・　児童生徒が自殺を企図した場合
・　身体に重大な傷害を負った場合
・　金品等に重大な被害を被った場合
・　精神性の疾患を発症した場合
及び
・　いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめは決して許されない行為であり，ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。しかしながら，万一，重大事態が発生した場合には，教育委員会及び学校は，次の方針の下，全力でその対処に尽力する。
・　いじめを受けた児童生徒の心身の安全，安定の確保を最優先に取り組む。

・　いじめに係る事実を徹底的に解明し，対処に当たる。
・　いじめを受けた児童生徒はもちろん，いじめを行った児童生徒に対しても，その心情に十分寄り添って指導，支援する。

重大事態に係る情報を迅速に収集，整理し，いじめの概要を把握するとともに，その概要を速やかに教育委員会に報告する。

また，発生した段階では重大事態には当たらないものの，解消が図られていない状況が続くと重大事態に発展するおそれがある事案については，予め教育委員会に事案の発生を報告するとともに対応について協議する。

(4)　自殺につながる可能性がある場合の対応

○　児童が自殺をほのめかすなど，自殺につながる可能性がある場合，「TALKの原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keepsafe：安全の確保）に基づき，「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の３つの柱で，チーム対応による長期のケアを行う。

○　自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを，児童の発する切実なサインとして重く受け止め，教育委員会へ一報を入れるとともに，組織で迅速・適切に対応する。

○　いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い，関係する児童への対応を丁寧に行うなどして，いじめの再発防止に努める。

５　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1)　問題行動・いじめ等対応ミーティング

①　設置目的及び構成

発生したいじめに対し，校内で迅速・適切に対処することを目的とする。

構成メンバーは，管理職，生活指導主任，いじめを受けた児童やいじめを行った児童の学級担任・学年主任，その他事案に関係する教職員が必要に応じて加わるようにする。これにより，組織的な対応を効率的・実効的に行えるようにするとともに，最終的に全ての教職員がいじめの対応等に主体的にかかわるようにする。

②　組織の役割

この組織は，学校がいじめの防止等，特にいじめの対処に取り組む際の中核として，日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合，迅速に開催して組織的に次のことを行う。

・　いじめの状況を組織として共有する。
・　いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
・　いじめの対処のための方針や方法を協議する。
・　児童への指導を行う。
・　事案に関する記録を残す。

なお，いじめに関する情報は，「問題行動・いじめ等ミーティング」での共有にとどめず，職員会議や職員打合せ等の機会を利用して全ての教職員が共有するなどして，学校全体でいじめの問題に取り組む。

(2)　拡大いじめ対策特設委員会

①　設置目的及び構成

いじめの防止等の課題に対して，学校内外の人材がそれぞれの役割や専門性を発揮して，組織的・実効的に取り組むことを目的とする。

構成メンバーは，教職員，東区教育支援センター指導主事，東区健康福祉課こども支援係，新潟人権擁護委員協議会人権擁護委員，主任児童委員，ＳＣ，ＰＴＡ会長とする。

②　組織の役割

この組織は，学校が組織的にいじめの防止等に取り組むに当たり，次のような役割を担う。

ア　いじめの予防に関して

・　学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

・　いじめの相談・通報の窓口

イ　いじめが発生した場合

・　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

・　いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討など

上記の役割を進めるために，年に数回，定期的に開催する事を基本とする。

なお，重大事態や重大な事案が発生した場合は，緊急会議を開いて，情報を迅速に共有し，対応の方針や内容を決定するとともに，保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

(3)　藤見中学校区いじめ防止連絡協議会

①　設置目的及び構成

中学校区の学校，保護者，地域の代表等が連携して，中学校区全体のいじめ防止等への取組について協議することを通して，地域全体で児童生徒をいじめから守る取組の充実を図ることを目的とする。

構成メンバーは，地域コミュニティ協議会，青少年育成協議会，民生委員・児童委員，ＰＴＡ，ＳＣ，教職員の代表とする。

②　組織の役割

地域全体で児童生徒を見守り，いじめの防止等に努めるために，中学校区を単位として，各学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年間複数回行い，対策等の共有を図る。

また，情報共有とともに，学校同士や学校と地域の連携強化による取組を推進するために，本協議会を積極的に活用する。